

# 大館市適正入札・契約推進委員会

## 令和4年度 第2回定例会議事録（概要）

日 時：令和4年12月20日（火）15時00分～16時19分

場 所：大館市役所本庁舎4階 会議室401

出席 委員：佐藤 英夫 （委員長／税理士）

齊藤 留美子 （関係業界代表／建築士）

熊谷 克史 （弁護士）

佐藤 雄幸 （学識経験者）

名村 伸一 （内部委員／大館市副市長）

日景 浩樹 （内部委員／大館市総務部長）

### はじめに（略）

#### 1. 開会

委員長： 本日は、大館市適正入札・契約推進委員会の令和4年度 第2回目の定例会に、皆様のご出席をいただき感謝申し上げます。

それでは、これから要綱第5条に基づく定例会議を開催します。

本日の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

事務局： 本日は、委員6名全員の出席をいただいておりますので、過半数に達していることを報告します。

委員長： ただいまの事務局からの報告のとおり、委員定数6名全員の方が出席しており、過半数に達しておりますので、会議を開会いたします。

本日の会議は、要綱第2条及び第5条に規定する定例会議であります。

#### 2. 公開の可否について

委員長： 定例会議につきましては、要綱第5条第6項に「原則的に公開とする」とありますが、本日の定例会について公開とするか否か、委員の皆様のご意見を伺います。

（公開することについて、反対意見なし）

委員長： 特段、異議がないようですので、本日の定例会を公開と決定します。なお、委員各位の自由な討論を保障するため、非公開とする場合には、傍聴者にご遠慮願うこともありますので、あらかじめお断りいたします。また、定例会の内容については、ホームページを通じて会議の概要を公表しますので、ご承知置き願います。

### 3. 審査

#### 入札・契約の運用状況について

委員長： それではこれから審査に入ります。初めに、要綱第2条第1号に規定する「市の発注に係る入札・契約の運用状況」について事務局より報告を受けます。

事務局： それでは、お手元の資料1「業種別入札方式別発注総括表」をもとに、令和4年度上半期の状況についてご説明いたします。

項目としては、業種別に「建設工事」、「測量及び建設コンサルタント等業務」、「物品調達」、そして「役務提供」の4つに分類し、この4分類を入札方式別に区分しております。「建設工事」と「測量及び建設コンサルタント等業務」は電子入札で実施していることから、条件付き一般競争入札、公募型指名競争入札、通常指名競争入札、随意契約の4方式、「物品調達」及び「役務提供」では「条件付き一般競争入札」を除く3方式に分類しております。

随意契約については、250万円を超える契約のみを掲載しております。

また、「物品調達」及び「役務提供」については、普通契約と単価契約に分けて記載しております。

資料1の2ページ欄外に落札率について注釈を記載しておりますが、普通契約の落札率は、契約金額の合計を予定価格の合計で除した全体落札率とし、単価契約の落札率は、落札率の合計を落札件数で除した平均落札率としております。

それでは資料1の総括表に基づき、令和4年度上半期の状況をご説明いたします。説明時の金額は、千円以下の端数を切り捨てた数字とさせていただきます。

最初に建設工事ですが、条件付き一般競争入札を11回執行しており、件数は99件で、契約金額は23億690万円となりました。公募型指名競争入札は、総合病院分1件のみで、契約金額は698万円となっております。随意契約は総合病院分も含め、17件、1億9,164万円で、前年度並みの件数となっております。

建設工事全体では、前年度に比べ、件数で32件減少の117件となりましたが、契約金額では3億168万円増加し、25億553万円となりました。発注件数が減少し、契約金額が増加した主な要因であります。前年同時期と比較し、小・中学校エアコン用電源引き込み工事などの電気工事が減少した一方、共同企業体を参加条件として発注した下水道工事や、長根山陸上競技場の公認改修工事、水道管の更新や浄水場のポンプ更新など、比較的契約金額の大きい案件の割合が増えたことによるものです。

なお、建設工事の落札率については、前年同期比2.5ポイント増加し、97.9%となっております。

次に、測量及び建設コンサルタント等業務についてですが、トータルでは前年同期比で、件数が23件増加の72件、契約金額でも9,486万円増加し3億9,482万円となりました。条件付き一般競争入札では件数、契約金額とも減少しましたが、8月豪雨で被災した林道や法面、河川などの設計業務の発注により、緊急随意契約が大幅に増加しております。このことが、前年度より増加した主な要因となっております。

落札率は、2.2ポイント増加し91.9%となっております。

次の物品調達であります。発注件数が前年同期比で、15件増加の123件、普通契約の契約金額は2億94万円減少し、2億9,736万円となっております。前年同時期において、情報系端末用パソコンや消防ポンプ自動車（CD-型水槽付き）、総合病院の原本保証サーバー一式など、契約金額の高い案件があり、このことが本年度大きく減少した要因となっております。

落札率については、普通契約で2.2ポイント減少し94.5%、単価契約では0.2ポイント増加し90.3%となっております。

役務提供については、発注件数が10件増加の311件、契約金額では10億1,951万円減少し、23億5,764万円となっております。契約金額が大きく減少した主な要因といたしましては、前年同時期に、5か年の長期契約である学校給食センター給食調理配送業務が3件もあったことや、総合病院で3か年契約の給食業務の発注があったことによるものです。

落札率については、普通契約で0.6ポイント増加し98.4%、単価契約では12.2ポイント減少の85.6%となっております。

以上、令和4年度上半期の総件数は623件となり、前年同期比で16件の増加となっております。また、単価契約を除く契約金額の総合計は55億5,536万円で、8億2,392万円の減少となりました。

なお、総トータルの落札率については、普通契約では97.5%で、前年同期比1.0ポイント増加、単価契約では88.2%と、5.3ポイント減少しております。

令和4年度上半期の入札・契約の運用状況についての説明は以上です。

なお、この総括表に記載されているもの全ての詳細な状況については、お手元の資料2「業種別入札方式別発注一覧表」に記載しておりますのでご参照ください。

委員長： ただいま説明がありました「市の発注に係る入札・契約の運用状況の報告」について、何かご質問、ご意見はございますか。

委員A： 資料2に関連した質問をします。測量及び建設コンサルタント等業務の随意契約において、地方自治法施行令第167条第1項第5号（緊急随契）を適用させて、2者からの見積りにより契約している案件がありますが、災害などの緊急案件であれば1者からの見積りで

もよいのではないか。

事務局： 質問のあった業務は 8 月豪雨により被災した箇所の設計業務であります。速やかに被災確定報告が必要なことなど、早急な対応が求められているものであり、入札する時間がなく緊急案件として発注したものであります。

随意契約の運用につきましては、地方自治法施行令の規定に基づき執行しておりますが、第 167 条第 1 項第 2 号に規定されている「特命随契」や、同第 3 号に規定されている「特定随契」、いわゆるシルバー人材センターなどとの契約を除いては、なるべく複数の者から見積りをとるようにしております。

今般、入札参加者が 2 者となったのは、災害直後で測量業者が大変多忙な時期であったことを考慮し、見積り徴取前に、業務に対応できるかどうかの意向調査を行い、対応可能と回答した 2 者から見積りを徴取したためであります。

内部委員からの補足説明あり

委員 B： 令和 4 年度内で、災害復旧工事を終われる見込みはあるのか。

事務局： 発注済みの工事もありますが、まだ発注していない工事もあります。工期が今年度中となっても、繰り越しとなって来年度まで延びるものもあろうかと思えます。

委員 B： 公共下水道工事の発注において共同企業体と契約した案件があるが、入札参加者が 1 者のみとなっている。ほかにも、比較的金額が多い案件において、入札参加者が 1 者という案件が見受けられる。どのような状況から、入札参加者が 1 者になったのかを教えてください。

事務局： 今年度、建設業界は多忙だという声が聞こえております。さらに、近年においては、以前と比べると入札参加者数そのものが少なくなっている傾向にあるといえます。また、電子入札システムで建設工事の入札を行っておりますが、開札するまでは入札参加者数がわからなくなっており、開札後、1 者のみの入札参加であっても、入札額が予定価格を下回っていれば落札となります。1 者しか参加しない事情となると、正直、入札参加資格を有する建設会社に聞かなければわからないところであります。

一方、建設業界全体で作業員が不足している状況にあるとも聞いております。特に今年度は、前半に豪雪による家屋等の復旧工事に人手がとられており、さらには、今般の災害復旧工事の発注によって、受注困難な状況が続いていくものと想定しております

委員 C： 森林 3 次元計測システム装置を購入しているが、どのようなものなのか。

事務局： 三脚のついている箱型の小さい装置であります。その装置から周囲一帯にレーザーをとばすことによって、立木の位置情報や本数のほか、1 本 1 本の高さや幹の太さ、材積に至るまで計測することができる装置となっております。林の中を 10m おきに計測していくことによって、周辺一帯の立木状況をデータ化できるほか、ソフトウェアを使って、三次元画像も得られ、等高線も図式化できるようになっております。

委員 C : その装置を実際に使用しているのか。

事務局 : 使用しております。この装置を購入する前までは、かなりの人手を要しながら、立木 1 本ごとに幹の太さなどを計測し材積を算出しておりましたが、この作業が大幅に縮減されたといえます。

委員 D : 先ほどの話にも出たが、業界などの人手不足に対しては価値のある装置であるといえる。  
内部委員からの補足説明あり

委員 D : 教育施設特定建築物定期点検業務(その1)ほか類似している3案件を緊急随契で発注しているが、どのような理由によるものなのか。緊急点検であれば理解できるが、定期点検業務なので、緊急に行う必要性がないと思われませんが。

事務局 : 3件とも一度入札を執行し不落となった案件であり、報告期限等の関係で再公募する時間的余裕がなく、やむを得ずに随意契約としたものであります。随意契約の法令適用にあたっては、不落による要素が強いものなのか、時間的余裕がなく緊急的な要素が強いものなのかを検討した上で、最終的に担当課で判断し発注に至っております。

委員 A : 役務提供で芝生管理や草刈り業務の発注案件があるが、単年度契約なのでしょうか。

事務局 : すべて単年度契約であります。

委員 D : 測量及び建設コンサルタント等業務において、最低制限価格を設定している案件と対象外としている案件があるが、違いは何か。

事務局 : 通常、コンサルタント等業務は最低制限価格を設定しております。また、予定価格等は公共単価等により積算しておりますが、対象外とした案件は見積りによって積算しております。よって、公共単価等による積算であれば、適正な最低制限価格も導かれるところですが、見積りは適正な最低制限価格の積算ができないことから対象外としております。

委員 B : 物品のリース契約を役務提供として取り扱っておりますが、物品のリース契約であれば物品調達になるのではないかと。

事務局 : 賃貸借を取り扱う業者は、役務提供として登録をしております。よって、発注種別においても役務提供として取り扱っており、確かにリースであれば物品調達の意味合いがありますが、括り方の考え方にご理解願います。

委員 A : 扇田病院休日夜間受付等業務について、従事する時間帯と業務内容はどのようになっているのか。

事務局 : 職員の勤務時間以外の守衛的な業務であり、具体的には1人分で、時間帯は平日17時から翌日の8時30分くらい、休日では丸1日となります。

委員 A : 放課後子ども教室推進事業業務を大館市放課後子ども実行委員会で請け負っているが、それはどのような団体なのか。

事務局 : 会社組織のようなものではなく、放課後子ども教室推進事業や放課後児童健全育成事業（放課後クラブ）の受託団体として、設置された任意団体であります。委員には、PTA や学校関係者、放課後子ども教室コーディネーター、放課後児童支援員などが任命されております。市内 19 の児童クラブに、コーディネーターや支援員を配置し、これら事業の運営を担っております。

委員 A : 上記事業の契約額の内訳は、人件費と諸費用が主になるのか。

事務局 : 契約の資料が手元がないので確実なことは申し上げられませんが、支援員の費用が主になると思われます。

内部委員からの補足説明あり

委員 A : 東京羽田線 3 往復化定着事業運營業務を委託しているが、どのような事業なのか。

事務局 : 大館能代空港の東京羽田線が 3 往復化となりましたが、定着させるための搭乗促進キャンペーンを実施するものであります。具体的には、搭乗者へのマイル山分けやプレゼントキャンペーン、割引クーポン発行などの利用促進事業のほか、アンケート調査による事業効果・課題等の分析も行っております。

委員 B : 国民健康保険市町村事務処理標準システム導入業務の具体的内容は。

事務局 : 現在、国民健康保険の事務については、市町村ごとの独自のシステムによって処理されておりますが、今後は国が構築した標準システムによって統一化されることとなります。そのため、現行システムから標準システムへのデータ移行等が必要となり、その作業を委託するものであります。

委員長 : 他にご意見ございませんか。

(他に意見等なし)

委員長 : なければ、市の発注に係る入札・契約の運用状況についての審査を終了いたします。

## 抽出事案について

委員長 : それでは、次の審査事項に移ります。要綱第 2 条第 2 号の規定により、「市の締結した契約のうち、委員会が抽出したものに關し、参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について」の審査を行います。

要綱第 6 条の規定により、この抽出は「抽出委員」に委任し、予め選んでおります。運営要領第 3 条第 2 項の規定により、事務局の説明に先立ち、抽出委員から「抽出結果」の報告及び確認をお願いします。

抽出委員： それでは、審査に入る前に「抽出結果」について報告しますので、ご確認をお願いいたします。資料3をご覧ください。

【建設工事】と【測量及び建設コンサルタント等業務】については、電子入札で執行していることから、「条件付き一般競争入札」の案件から抽出しております。【物品調達】と【役務提供】については、公募型指名競争入札の案件から抽出しております。

#### 条件付き一般競争入札

##### 建設工事 【パークセンター改修工事（建築工事）】

市長事務部局が発注した 99 件の中から、市民、特に子育て世代から注目されている案件を選んでおります。

##### 測量及び建設コンサルタント等業務【市道池内道下 2 号線用地測量業務】

市長事務部局が発注した 39 件の中から、予定価格超過で不調となり、再入札により落札した案件を選んでおります。

#### 公募型指名競争入札

##### 物品調達 【路面清掃車（ブラシ式）】

市長事務部局が発注した普通契約 57 件の中から、予定価格も比較的高く、大館市では初の購入となる案件を選んでおります。

##### 役務提供 【岩瀬字大川目元渡地区 間伐等業務】

市長事務部局が発注した普通契約 95 件の中から、単年契約で予定価格が最も高い案件を選んでおります。

#### 随意契約

##### 建設工事 【除雪グレーダ（3.1m級）】

市長事務部局が発注した案件のうち、物品調達で入札を 2 回執行し、2 回とも入札参加申込者が 1 者のため取り止めとなり、随意契約となった案件を選んでおります。

委員長： それでは、「抽出の結果」について皆様の確認をお願いいたします。

（意見等なし）

委員長： 引き続き、事務局から「抽出事案」について一括して説明を受けます。

事務局： それでは、お手元の資料3により説明いたします。

最初に、条件付き一般競争入札で発注しました「パークセンター改修工事」であります。大館樹海ドームパークセンターを改修し、こどもの遊び場として整備するものであります。当該建築工事のほかに、電気設備工事、機械設備工事もそれぞれ発注しており、あさって 22 日にはオープンする運びとなっております。入札参加資格としては、市の業者登録名簿において、「建築一式 A 級」に記載されていること、「市内に本社・本店等主たる営業所」を有すること、管理技術者として「1 級建築施工管理技士」又は「一級建築士」か、同等以上のいずれかの資格を有する者を配置できることなどを条件としています。この入札には 3 者が参加を申し込んでおり、電子入札を実施した結果、落札者 1 者を決定しております。

落札率は99.0%となっております。

次に、測量及び建設コンサルタント等業務からは、同じく条件付き一般競争入札で発注した「市道池内道下2号線用地測量業務」であります。同路線の池内道下地内1,500㎡の用地測量を委託するものであります。入札参加資格としては、市の業者登録名簿において、「測量業務」のうち「測量一般」に登載されていること、「市内に本社・本店等主たる営業所」を有し、その営業所が登録されていること、配置予定技術者は測量法第48条に規定する測量士の資格を有する者とするなど条件としております。この入札には6者が参加を申し込んでおり、電子入札を実施した結果、全員が予定価格を上回ったため不調、同日に再度入札を執行しております。なお、不調、再入札となった段階で、電子入札システムでは、入札参加者全員に対し、当該入札が不調で再入札する旨の通知が発信されております。また、万が一にも備え、それぞれに対し、再度入札実施についての電話連絡も併せて行っております。結果、6者全員が再度入札にも参加し、すべての入札額が予定価格を下回ることとなり、最低入札額であった者を落札者として決定しております。落札率は96.3%となっております。

続いて、物品調達の「路面清掃車(ブラシ式)」についてであります。ブラシ式の路面清掃車1台を新たに購入するものであります。今まで、市道の路面清掃に関しては、春先、山田記念ロードレースにあわせ、清掃業務として委託しておりました。今後は、自前で清掃することができるほか、降雪時以外には、適宜、道路清掃を行うことができるようになり、道路環境もより良いものになると思われます。入札参加資格としては、市の業者登録名簿に物品調達業者として登載されていて、「車両類」を取り扱い品目として登録している者、「市内に本社・本店又は支店・営業所等」を有していることなどを条件としております。この条件で公募したところ、2者が参加申込みをし、同じく2者を指名し入札を執行しております。結果、落札者1者を決定しており、落札率は99.0%となっております。

続いて、役務提供の「岩瀬字大川目元渡地区 間伐等業務」であります。同地区32.93ヘクタールに植栽された、48～49林齢のスギを間伐するものであります。入札参加資格としては、市の業者登録名簿において、役務提供の「森林造成」に登載されていること、登載されている営業所の所在地が市内であること、チェーンソー作業従事者特別教育を受けた者を業務管理責任者として配置すること、社会保険に加入していることなどを条件としております。この条件で公募したところ、2者が参加申込みをし、同じく2者を指名し入札を執行しております。結果、落札者1者を決定しており、落札率は97.9%となっております。

最後に、随意契約の案件です。土木課が発注した「除雪グレーダ(3.1m級)」であります。本案件は、現在稼働している除雪グレーダ(3.1m級)が老朽化しており、更新が必要となったことから、新規に購入しようとするものであります。なお、この3.1mという数値



であります。ブレード、いわゆる雪をかく部分の横幅を示すものであり、以前までは同規格のものを製造している業者が数社ありましたが、現状では、海外製を除けば限られた業者しか製造しておらず、販売業者も限られている状況にあります。そのため、入札においては、入札参加者の地域要件を、通常時においては市内として公募しておりますが、最初の入札から県内まで広げ公募したところでありました。しかしながら、入札参加申込者が1者しかいなく取りやめとなり、再度、地域要件を東北まで広げ公募しましたが、同じく1者しか参加申込者がいなかったため、取りやめとしております。そのような経緯を踏まえ、地方自治法施行令に則り、随意契約に至った次第であります。契約にあたっては、市内登録業者で唯一当該規格の車両を販売し、かつ入札参加申込みをしていた者から見積り書を徴取し、予定価格の範囲内であったことから契約を締結しております。落札率は、89.2%となっております。

委員長： ただいま説明がありました「抽出事案」について、何かご質問、ご意見はございませんか。

委員A： 岩瀬字大川目元渡地区で間伐したスギの所有者は。

事務局： 大館市が所有しているスギであります。

委員長： 他に何かご意見ございませんか。

(他に意見等なし)

委員長： なければ、抽出事案についての審査を終了いたします。

## 指名停止等の運用状況について

委員長： それでは、続きまして、要綱第2条第1号及び同運営要領第2の規定に従い「指名停止等の運用状況」について事務局から報告を受けます。

事務局： それでは、資料4により令和4年度上半期の「指名停止等の運用状況について」ご説明します。令和4年度上半期においては、3者3件の指名停止措置を行っております。

初めに、1番の指名停止についてです。対象業者は株式会社銭高組東北支店です。銭高組の元支店長が、防衛省近畿中部防衛局発注の工事に関して、官製談合防止法と公契約関係競売入札妨害の罪で起訴されております。本事案が、指名停止要綱の規定による「競売入札妨害及び談合」に該当するものであるとして、要綱の基準のとおり12カ月の指名停止措置としたものであります。

次の事案です。対象業者は株式会社西原環境東北営業所です。愛知県豊橋市発注の業務において、転落防止に必要な措置を講じなかったとして、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けております。本事案が、指名停止要綱の規定による「不正又は不誠実な行為」に該当するものであるとして、要綱の基準のとおり1カ月の指名停止措置としたものであります。

次の事案です。対象業者は、株式会社浅沼組東北支店です。浅沼組の元千葉営業所長が、千葉県市川市発注の工事に関して、公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されております。本事案が、指名停止要綱の規定による「競売入札妨害及び談合」に該当するものであるとして、要綱の基準のとおり12カ月の指名停止措置としたものであります。

以上が、令和4年度上半期における指名停止の運用状況であります。

委員長： それでは、ただいまの事務局の説明について、質問を含めて、委員の皆様の審査をお願いいたします。

委員B： 指名停止措置による入札への影響は。

事務局： どれも市外の建設業者であり、影響は出ておりません。

委員長： 他に何かご意見ございませんか。

(意見等なし)

委員長： なければ、指名停止等の運用状況についての審査を終了いたします。

## その他

委員長： 引き続き、事務局から「その他」の案件について説明を受けます。

事務局： 資料5「低入札価格調査制度」の事案についてであります。この制度の対象は総合評価方式を採用した案件のみとされたところであり、上半期において該当となる案件はありません。

「その他」についての説明は以上でございます。

委員長： 本日の案件については以上でございますが、要綱の運営要領第2の第2項には「市が実施している入札・契約制度の状況について報告するものとする」とありますし、入札・契約制度全般にわたって意見を述べることもできます。委員の皆さんから何かご意見、ご質問はありますか。

(意見等なし)

## 4. 閉会

委員長： なければ、本日の議事につきましては、これをもって終了といたします。